

公益財団法人都民劇場 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人都民劇場（以下「この法人」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、(別表1)役員報酬表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 評議員には、(別表2)評議員報酬表に基づき定例評議員報酬を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 6 非常勤役員の退職に当たっては、区市町村の首長、並びに公的団体より任命または推薦された者には支給しない。ただし、それ以外の者については、その任期に応じて第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の役員の定例報酬年額は、(別表1)役員報酬表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、別に定める役員等に対する常勤退職慰労金等支給規程に基づき理事長が理事会の承認を得て決定する。

3 非常勤役員等に対する退職慰労金は、別に定める非常勤役員等退職慰労金支給規程に基づき、理事長が理事会の承認を得て支給することができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年4月2日評議員会承認)

附則

この規程は、平成26年6月23日より施行する。(平成26年6月23日評議員会承認)

附則

この規程は、平成 31 年 6 月 25 日より施行する。(平成 31 年 6 月 25 日評議員会承認)

別表1 役員報酬表（役員の高年額）

役職	最高年額（一人当たり）
理事長	16,000,000円
専務理事	15,000,000円
常勤理事	14,000,000円
非常勤理事	理事会などへの出席の都度1回2万円（源泉徴収後の額）
監事	480,000円

別表2 評議員報酬表（評議員の高年額）

役職	最高年額（一人当たり）
評議員	評議員会などへの出席の都度1回2万円（源泉徴収後の額）